

浜田地区広域行政組合地域包括支援センター実施方針

平成 25 年 4 月

浜田地区広域行政組合 介護保険課

目 次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センター等の意義・目的
- III 目的を達成するための視点
 - 1 総合性の視点
 - 2 包括性の視点
 - 3 継続性の視点
 - 4 予防性の視点
- IV 業務推進の指針
 - 1 共通事項
 - (1) 事業計画の策定
 - (2) 設置場所等
 - (3) 職員の姿勢
 - (4) 地域との連携
 - (5) 個人情報保護
 - (6) 広報活動
 - 2 総合相談支援業務
 - (1) 実態把握
 - (2) 総合相談業務
 - (3) ネットワーク構築業務
 - ア 値域の社会資源やニーズの把握
 - イ ネットワークの構築
 - ウ 地域住民の啓発活動
 - エ 高齢者虐待防止ネットワークの構築
 - 3 権利擁護業務
 - (1) 権利擁護
 - ア 基本姿勢
 - イ 成年後見制度
 - ウ 老人福祉施設等への措置
 - エ 高齢者虐待への対応
 - オ 困難事例への対応
 - カ 消費者被害防止
 - 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - (1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築
 - (2) 介護支援専門員に対する支援
 - ア 日常的個別指導・相談
 - イ 事例検討会・研修会の実施
 - ウ 支援困難事例等への指導・助言
 - エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - 5 介護予防ケアマネジメント業務
 - (1) 介護予防ケアマネジメント
 - (2) 二次予防事業対象者施策

浜田地区広域行政組合地域包括支援センター実施方針

I 方針策定の趣旨

「浜田地区広域行政組合地域包括支援センター実施方針」は、地域支援事業 包括的支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号に規定する事業）を浜田市・江津市に業務委託するに当たり、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センターの円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

- (1) 地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）で、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的として設置する。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けての中心的役割を果たすことが地域包括支援センターに求められており、地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネーターも行う地域の中核機関として設置されるものである。
- (3) 地域支援事業 包括的支援事業を受託した浜田市・江津市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与することとする。
- (4) 浜田地区広域行政組合が設置する地域包括支援センター運営協議部会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、浜田地区広域行政組合の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

III 目的を達成するための視点

1 総合性の視点

高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳のある生活の継続のために必要な支援につなぐ。

2 包括性の視点

介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結び付ける。

3 継続性の視点

高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供することで、現在の継続性のみならず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性を見ることが必要になる。

4 予防性の視点

地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をする。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題、重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努める。

この事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして、住民に対しても分かり易く広報するものとする。

(2) 設置場所等

- ・ 浜田市殿町 1 番地 浜田市役所内
- ・ 江津市江津町 1525 番地 江津市役所内 の 2 か所に設置します。

地域包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることとなるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底します。

(3) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

(4) 地域との連携

地域包括支援センター運営協議部会や個別ケースを検討する地域ケア会議等の場を通して、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組みます。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に留意します。

(6) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

2 総合相談支援業務

(1) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

(2) 総合相談業務

地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談

できる体制をつくります。

地域包括支援センターは、浜田地区広域行政組合や関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応ができる体制をつくります。

(3) ネットワーク構築業務

ア 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行います。

地域の様々な社会資源を把握するとともに、その創設や開発に取り組みます。

イ ネットワークの構築

ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行います。

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、地域包括支援センターの各専門職によるチーム支援を行います。

認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用します。

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行います。

更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

ウ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組みます。

エ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政、関係機関、地域団体、各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組みます。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護

ア 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援をします。

イ 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

ウ 老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当課との連携を図って支援します。

エ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当課とも連携を図り、適切な対応をします。

オ 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものが無い等）を把握した場合は、実態把握のうえ、地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討します。

カ 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施します。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

5 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の出来ることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

また、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。

(2) 二次予防事業対象者施策

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮します。

一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指します。

そのためには、利用者の主体的な取組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果も期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めます。

また、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサービスを提供しないように配慮します。